

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月26日

【発行者名】 阪急リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 白木 義章

【本店の所在の場所】 大阪市北区茶屋町19番19号

【事務連絡者氏名】 阪急リート投信株式会社  
取締役 夏秋 英雄

【電話番号】 06 - 6376 - 6821

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資証券に係る投資法人の  
名称】 阪急リート投資法人

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券  
発行価額の総額：一般募集 4,840,641,000円  
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し  
256,800,000円

(注1)発行価額の総額は、平成30年1月9日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2)売出価額の総額は、平成30年1月9日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先である阪急電鉄株式会社の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

1 募集内国投資証券

(16)その他

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)]

#### 1【募集内国投資証券】

##### (16)【その他】

<訂正前>

(前略)

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本資産運用会社の株主である阪急電鉄株式会社に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、1,400口を販売する予定です。

<訂正後>

(前略)

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本資産運用会社の株主である阪急電鉄株式会社(以下「指定先」ということがあります。)に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、1,400口を販売する予定です。

指定先の状況等につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 販売先の指定について」をご参照ください。

### 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

#### 2 売却・追加発行等の制限

- (1) 一般募集に関連して、阪急電鉄株式会社に、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日の1年後の応当日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために本投資口を野村證券株式会社に貸し渡すこと、阪急阪神ホールディングスグループの不動産事業の再編(注1)のために阪急電鉄株式会社を吸収分割会社、阪急不動産株式会社を吸収分割承継会社とし、平成30年4月1日を効力発生予定日とする吸収分割により、阪急電鉄株式会社が保有する本投資口の全口数(一部は不可)を阪急不動産株式会社へ承継させること(当該吸収分割により本(1)に記載する阪急電鉄株式会社の本投資口の売却等を行わない義務等を阪急不動産株式会社が承継すること等を条件とします(注2)。)等を除きます。)を行わない旨を約していただく予定です。

共同主幹事会社は、上記期間中にその裁量で当該合意の一部又は全部を解除する権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

## 2 売却・追加発行等の制限

- (1) 一般募集に関連して、阪急電鉄株式会社は、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日の1年後の応当日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために本投資口を野村證券株式会社に貸し渡すこと、阪急阪神ホールディングスグループの不動産事業の再編(注1)のために阪急電鉄株式会社を吸収分割会社、阪急不動産株式会社を吸収分割承継会社とし、平成30年4月1日を効力発生予定日とする吸収分割により、阪急電鉄株式会社が保有する本投資口の全口数(一部は不可)を阪急不動産株式会社へ承継させること(当該吸収分割により本(1)に記載する阪急電鉄株式会社の本投資口の売却等を行わない義務等を阪急不動産株式会社が承継すること等を条件とします(注2)。)等を除きます。)を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記期間中にその裁量で当該合意の一部又は全部を解除する権限を有しています。

(中略)

## 3 販売先の指定について

## 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	阪急電鉄株式会社	
	本店の所在地	大阪府池田市栄町1番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 杉山 健博	
	資本金	100百万円	
	事業の内容	都市交通事業、不動産事業及びエンタテインメント・コミュニケーション事業	
	主たる出資者及びその出資比率	阪急阪神ホールディングス株式会社 100%	
b. 本投資法人と指定先との関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数（平成30年1月26日）	-
		指定先が保有している本投資口の数（平成30年1月26日）	21,000口
	人事関係	本投資法人の執行役員は、指定先の従業員であり、指定先から本資産運用会社へ出向しており、本投資法人の執行役員を兼職しています。	
	資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	指定先は、阪急不動産株式会社、阪急インベストメント・パートナーズ株式会社及び本資産運用会社との間で情報共有等に係る協定書を締結しています。	
c. 指定先の選定理由		本投資法人と指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。	
d. 販売しようとする本投資口の数		1,400口	
e. 投資口の保有方針		指定先が保有している投資口については、阪急阪神ホールディングスグループの不動産事業の再編の一環として、指定先がその不動産事業の一部を平成30年4月1日を効力発生予定日とする吸収分割により阪急不動産株式会社に移管することに伴い、全口数が指定先から阪急不動産株式会社へ承継される予定ですが、当該吸収分割までは指定先が、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。また、当該吸収分割による承継以降は、阪急不動産株式会社より、特段の事情がない限り保有を継続する意向である旨の回答を得ていることを指定先に確認しています。	
f. 払込みに要する資金等の状況		本投資法人は、指定先が会社法第440条第3項の規定に基づき提供済みの直近の貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記1,400口の払込みに要する資金を有していると判断しています。	

g. 指定先の実態	平成30年1月26日現在、指定先は、東京証券取引所市場第一部に上場する阪急阪神ホールディングス株式会社を親会社としています。阪急阪神ホールディングス株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度をとることとしており、その関係遮断を徹底することを基本方針としておりますが、その基本方針を「内部統制システムの構築の基本方針」において規定するとともに、「阪急阪神ホールディングスグループ コンプライアンスの手引き」においても明確にし、グループ各社の役員に配布することで浸透を図っていることから、指定先は特定団体等との関係を有していないものと判断しています。
-----------	---

#### 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、ロックアップに関する合意をしていますが、その内容につきましては、前記「2 売却・追加発行等の制限 (1)」をご参照ください。

#### 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われますので、指定先に対して特に有利な条件ではありません。

## 一般募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	一般募集後の 所有投資口数 (口)	一般募集後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	139,267	23.31	139,267	21.81
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目 11番3号	65,477	10.96	65,477	10.25
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市栄町1番1号	21,000	3.51	22,400	3.51
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町二丁目 2番2号	20,319	3.40	20,319	3.18
資産管理サービス信託銀 行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8番12号 晴海トリトンスクエアタワーZ	16,061	2.69	16,061	2.52
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田 178番地8	13,620	2.28	13,620	2.13
株式会社中京銀行	愛知県名古屋市中区栄三丁目 33番13号	11,385	1.91	11,385	1.78
株式会社池田泉州銀行	大阪府大阪市北区茶屋町 18番14号	7,710	1.29	7,710	1.21
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目 1番1号	6,292	1.05	6,292	0.99
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	6,260	1.05	6,260	0.98
合計	—	307,391	51.45	308,791	48.36

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成29年11月30日現在のものです。

(注2) 一般募集後の所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年11月30日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分を加味し、野村証券株式会社に対する第三者割当に対する申込みが全て行われた場合の数字です。総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入して記載しています。

投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項

該当事項はありません。